

5 東彼杵町規則第 17 号

東彼杵町地区振興事業資金に対する補助金の給付等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 6 月 1 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎



東彼杵町地区振興事業資金に対する補助金の給付等に関する規則の一部を改正する規則

東彼杵町地区振興事業資金に対する補助金の給付等に関する規則（昭和53年規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(補助金の対象及び補助額)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及びその補助額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 補助額</p> <p>ア 地区公民館 補助対象経費の<u>7割</u>以内の額とし、一地区公民館につき、新築の場合は10,000,000円、増改築（補修を含む）及び買収の場合は5,000,000円を限度とする。</p> <p>イ 地区公園、運動場 補助対象経費の<u>7割</u>以内の額とし、一地区施設につき、2,500,000円を限度とする。</p> <p>ウ 国又は県の補助事業等による補助金等の給付を受ける事業に対する補助限度額は、これら補助事業によって認定された補助率又は補助金額とする。ただし、町が補助する金額は、ア又はイの額を超えることはできず、又国、県の補助金等を含めた補助率等が補助対象経費の3分の2を超えて補助することはできない。</p>	<p>(補助金の対象及び補助額)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及びその補助額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 補助額</p> <p>ア 地区公民館 補助対象経費の<u>2分の1</u>以内の額とし、一地区公民館につき、新築の場合は10,000,000円、増改築（補修を含む）及び買収の場合は5,000,000円を限度とする。</p> <p>イ 地区公園、運動場 補助対象経費の<u>2分の1</u>以内の額とし、一地区施設につき、2,500,000円を限度とする。</p> <p>ウ 国又は県の補助事業等による補助金等の給付を受ける事業に対する補助限度額は、これら補助事業によって認定された補助率又は補助金額とする。ただし、町が補助する金額は、ア又はイの額を超えることはできず、又国、県の補助金等を含めた補助率等が補助対象経費の3分の2を超えて補助することはできない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年度事業から適用する。